

試合中止細則

■大会において

- ・荒天や会場が使用出来ない場合は連盟事務局にて決定する。
- ・通知方法：大会会場連盟運営責任者→当該チーム代表者もしくは連絡責任者

■リーグ戦において

- ・決定判断手順：当日運営担当チーム→リーグ幹事長→リーグ統括にて決定。
- ・決定後の連絡手順：当日運営担当チーム→派遣審判員ならびに当該チームへ通知連絡。
- ※当該チームは、通知にタイムラグがあるため、会場へ向かう事とする。

《経費等の取扱いについて》

- ・試合開始前またはハーフタイムで中止となった試合の派遣審判員には、謝礼と交通費を支給する。
- ・また、派遣審判員への謝礼等に加え、副審への謝礼および本部運営費を支給する。
- ・中止を決定した試合、以降の試合の派遣審判員には、会場に到着済みまたは向かっている審判員には交通費を支給する。
(※会場に到着されていない場合は振込で支給する。)
- ・WBGT 数値により会場費の返金が行われる会場以外で返金の取扱いがない会場費は連盟が負担する。
(※当日、窓口等で現金支払いした場合は後日連盟リーグ会計から当該リーグ会計へ振込で支払う。)

I. 両チームの責任でない場合

- ・試合がいずれかのチームの責任なき事由(落雷、豪雨等の荒天、会場使用不可、熱中症対策、救急搬送)により開催不能または中止となった場合は、原則【再試合】とする。
- ※再試合の場合は日時、試合会場、派遣審判員、メンバー登録など新たに設定することができる。
- ※再試合の本部運営担当チームはリーグ幹事長とリーグ統括が協議のうえ決定する。
- ・当該チーム合意のもとにやむを得ない事情により再試合が不可能な場合は、下記の取扱いに準ずる。
 - ※落雷等、チームに責任なき事由による中断は 10 分を目安とする。それ以上の中断の場合はこの取り扱いに準ずる。
 - 試合経過時間が 70%以上であれば、それまでの結果で試合成立とする。
 - 試合経過時間が 70%未満であれば、試合は引き分けとする。
- ・当該試合中に出された警告、退場および退席処分は、再試合実施ならびに再試合を行わない場合でもすべて有効とする。

II. チームに責任がある場合

- ・試合が一方のチームあるいは、両チームの責任における事由により不成立または中止となった場合は下記に準ずる。

【不成立の場合】

- ・試合開始時に選手が 7 名未満の場合は不戦敗とする。(得失点は 0 - 3 とする。)
- ・当該チームの処分は、規律・フェアプレー委員会にて協議決定とする。

【試合途中中止の場合】

- ・試合途中で選手が 7 名未満になった場合、当該チームを不戦敗とする。
(得失点は中止となった時点のスコアに不戦勝となるチームへ 3 点加算する。)
- ・当該チームの処分は、規律・フェアプレー委員会にて協議決定とする。
- ・当該試合中に出された警告、退場および退席処分はすべて有効とする。

III. 警告退場処分による出場停止カウント

- ・両チームの責任でない場合は、算入(カウント)して有効とする。
- ・チームに責任がある場合は、責任あるチームおよび選手に対しては、算入(カウント)しないものとする。

以上

・2019年8月1日改正